

排水基準(生活環境項目)・・群馬県

(平成 28 年 4 月 21 日)

項目	基準値		
	豚房施設、牛房施設及び馬房施設以外の特定施設		豚房施設、牛房施設及び馬房施設
	日平均排水量が 30m ³ 以上	日平均排水量が 30m ³ 未満	
水素イオン濃度(pH)	5.8 以上 8.6 以下		
生物学的酸素要求量(BOD)	25mg/L	60mg/L	80mg/L
化学的酸素要求量(COD)	25mg/L	60mg/L	80mg/L
浮遊物質(SS)	50mg/L	70mg/L	120mg/L
n-ヘキサン抽出物質(鉱油類)	5mg/L		
n-ヘキサン抽出物質(動植物油脂類)	30mg/L		
フェノール類含有量	1mg/L		
銅含有量	3mg/L		
亜鉛含有量	2mg/L(*1)		
溶解性鉄含有量	10mg/L		
溶解性マンガン含有量	10mg/L		
クロム含有量	2mg/L		
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³		
窒素含有量	120mg/L(日間平均 60mg/L) (*1)		
リン含有量	16mg/L(日間平均 8mg/L) (*1)		
ホルムアルデヒド	10mg/L		

備考

- この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排水の量が10cm³以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。
- 「日間平均」による許容限度は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- pH及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。
- pH、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間適応しない。
- BODについての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、CODについての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。
- 窒素含有量についての排水基準は、阿賀野川水系に係る河川、信濃川水系に係る河川及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水については適用しない。
- リン含有量についての排水基準は、信濃川水系に係る河川及びこれに流入する公共用水域(野反湖及びこれに流入する公共用水域を除く。)に排出される排水については適用しない。
- ホルムアルデヒドについての排水規制基準は、群馬県の生活環境を保全する条例第2条第7項に規定する水質特定施設を設置している事業場に係る排水に限って適用する。
- (*1)は、業種により暫定基準の適用がある。